

## 5号機 給湯用温水ボイラーの設置届の未提出等について

平成 17 年 5 月 19 日

5号機(沸騰水型:定格電気出力:138万kW)の補助建屋(放射線管理区域外)で平成16年2月から使用している給湯用の電気式温水ボイラー(※1)について、「労働安全衛生法」およびその関連規則である「ボイラー及び圧力容器安全規則」に基づく労働基準監督署への設置届や落成検査等の必要な手続きが行われていませんでした。

これは、本設備の主管部署が、今年度の点検対象設備の洗い出しを行った際に、当該設備の点検が行われていないことに疑問を持ち、法令上の取扱等について確認した結果判明したものです。

当該設備については、上記事象が判明した後、5月12日より使用を停止しております。

手続きが行われなかった原因は、本設備が電気ヒータにより水を昇温するものであり、一般の電気温水器(※2)と同じ仕組みであることから、届出や検査が必要であるとの認識がなかったことによるものです。

このため、速やかに所員に対し、電気式温水ボイラーに関する関係法令等の再教育を行い、必要な手続き内容を確認するとともに、新たにチェックリストを作成し、同様な事象の再発防止を図ります。

本件については、昨日(5月18日)、磐田労働基準監督署に報告しております。

なお、浜岡原子力発電所の他の給湯用温水ボイラー(1, 2号機用と3, 4号機用)については、法令に従い、必要な手続きおよび検査を実施していることを確認しました。

※1 電気式温水ボイラーは、電気ヒータにより水を昇温する設備であり、本設備は補助建屋での手洗いやシャワー用に設置しているものです。

当該ボイラーの仕様: タンク容量2, 500リットル×3台、使用圧力0. 3メガパスカル

※2 法令上、使用圧力が0. 1メガパスカルを超える温水ボイラーは、労働基準監督署への設置届や落成検査等の手続きを行うこととされております。一般の電気温水器は使用圧力が低い(0. 1メガパスカル以下)ため、上記手続きは不要となっております。

以上